

# 第8次鳥取市総合計画「実施計画」

|       |             |
|-------|-------------|
| 事 業 名 | 高齢者権利擁護関係事業 |
|-------|-------------|

|                     |                              |   |   |
|---------------------|------------------------------|---|---|
| 会 計 区 分             | 一般会計、介護保険特別会計                | 実 施 主 体                                 | 市   |
| 根 拠 法 令 等           | 老人福祉法等                       |   |   |
| ソ フ ト ・ ハ ー ド の 区 分 | ハード <input type="checkbox"/> | ソフト <input checked="" type="checkbox"/> | 実施(補助)期間 自 <input type="checkbox"/> 継続 <input checked="" type="checkbox"/> ~ 至 <input type="checkbox"/> |

|       |        |     |                  |
|-------|--------|-----|------------------|
| 担 当 部 | 福祉保健部  | 担当課 | 高齢社会課            |
| 担 当 係 | 高齢者福祉係 | 内 線 | 4232 課 No. 35010 |
| 関 係 課 |        |     |                  |

| 総 合 計 画                |                             |  |                |
|------------------------|-----------------------------|--|----------------|
| 基 本 計 画                | 章 名                         | 第2章 自然と社会が調和した環境づくりと安心でいきいきとした暮らしづくり   |                |
|                        | 節 名                         | 第2節 安心でいきいきとした暮らしづくり                   |                |
|                        | 細 節 名                       | 第5 高齢者・障害者支援施策の充実                      |                |
|                        | 施 策 名                       | ①「鳥取市介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画」に基づく事業の推進      | 該当ページ          |
| 夢があり誇りのもてる20万都市づくりビジョン |                             |  |                |
| 事 業 区 分                | 新規 <input type="checkbox"/> | 継続 <input checked="" type="checkbox"/> | 施策No. 22-05-01 |

【事務事業・第8次総合計画進捗管理】

| 事 業 の 目 的   | 平成19年度<br>事 業 内 容  | 平成20年度<br>事 業 内 容  | 平成21年度<br>事 業 内 容  | 平成22年度<br>事 業 内 容  | 備 考       | 注 意 事 項   |
|---|--|--|--|--|-----------|---|
| <p>やむを得ない事由により介護保険サービスの利用が著しく困難な高齢者に対し職権によりサービスを提供する。また成年後見制度の利用が必要にもかかわらず、審判の申し立てをためらっている身寄りのない認知症高齢者に対し、サービス利用料や費用を助成することにより、高齢者の権利を擁護する。</p>   | <p>・介護保険サービスの自己負担額(1割)をサービス提供事業者に支払う。(委託料)<br/>・家庭裁判所への申し立て時に必要な登録手数料、鑑定費用などの申し立てに要する経費及び後見人等の報酬の全部または一部を助成する。(報償費等)</p> | <p>・介護保険サービスの自己負担額(1割)をサービス提供事業者に支払う。(委託料)<br/>・家庭裁判所への申し立て時に必要な登録手数料、鑑定費用などの申し立てに要する経費及び後見人等の報酬の全部または一部を助成する。(報償費等)</p> | <p>・介護保険サービスの自己負担額(1割)をサービス提供事業者に支払う。(委託料)<br/>・家庭裁判所への申し立て時に必要な登録手数料、鑑定費用などの申し立てに要する経費及び後見人等の報酬の全部または一部を助成する。(報償費等)</p> | <p>・介護保険サービスの自己負担額(1割)をサービス提供事業者に支払う。(委託料)<br/>・家庭裁判所への申し立て時に必要な登録手数料、鑑定費用などの申し立てに要する経費及び後見人等の報酬の全部または一部を助成する。(報償費等)</p> |           | <p style="text-align: center;">(注1)</p> <p>事業内容は、①緊急性、②地域の実情、③効果、④熟度、⑤有利財源の確保の観点により、毎年ローリング(見直し)する中で変更していくことがあります。</p> <p style="text-align: center;">(注2)</p> <p>事業費(財源内訳)は、社会経済情勢の推移や行財政改革の推進、中長期的な財政事情などにより、毎年ローリングする中で見直しを行い、当該年度の予算編成で精査することとなります。</p> |
| <p>事 業 の 概 要</p> <p>介護保険サービスに係る措置…介護保険施設等への入所や、介護保険サービスを措置し、負担能力がない者に対して自己負担額を助成する。<br/>成年後見制度利用支援…身寄りのない重度認知症高齢者等が成年後見の利用が必要にもかかわらず、申し立て費用や報酬等の費用負担が困難なため利用することができない場合に、申し立てに要する経費を助成する。</p> |  |  |  |  |           |   |
| <p>事 業 の 対 象 者 ( 交 付 先 )</p> <p>やむを得ない事由により措置が必要とされる高齢者、身寄りのない重度認知症高齢者等</p>   |  |  |  |  |           |   |
| <p>事 業 費 ( 百 万 円 )</p> <p>※百万円未満の事業費は、百万円に切り上げています。</p>   | H19決算額   | H20決算額   | H21決算額   | H22予算額   | H19~H22合計 |   |
|   | 4  | 4  | 5  | 4  | 17        |   |
| 財源内訳<br>(インプット)   | 一 般 財 源  | 1  | 1  | 1  | 1         | 4   |
|   | 国 庫 支 出 金  | 1  | 1  | 2  | 1         | 5   |
|   | 県 支 出 金  | 1  | 1  | 1  | 1         | 4   |
|   | 起 債 ( )  |  |  |  |           |   |
| そ の 他 ( 保 険 料 、 負 担 金 )   | 1  | 1  | 1  | 1  | 4         |   |